

令和 8 年 7 月 2 1 日

北区消防団運営委員会（第 2 回）

次 第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

(1) 会議の公開等について

(2) 諮問事項について

「切迫する首都直下地震に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力の継続的な強化方策について」

5 閉会

資料 1 委員名簿

資料 2 席次表

資料 3 北区消防団運営委員会傍聴規程

資料 4 附属機関等の会議の公開基準について

資料 5 第 1 回の審議のまとめ

資料 6 北区消防団運営委員会答申書（案）

資料 1

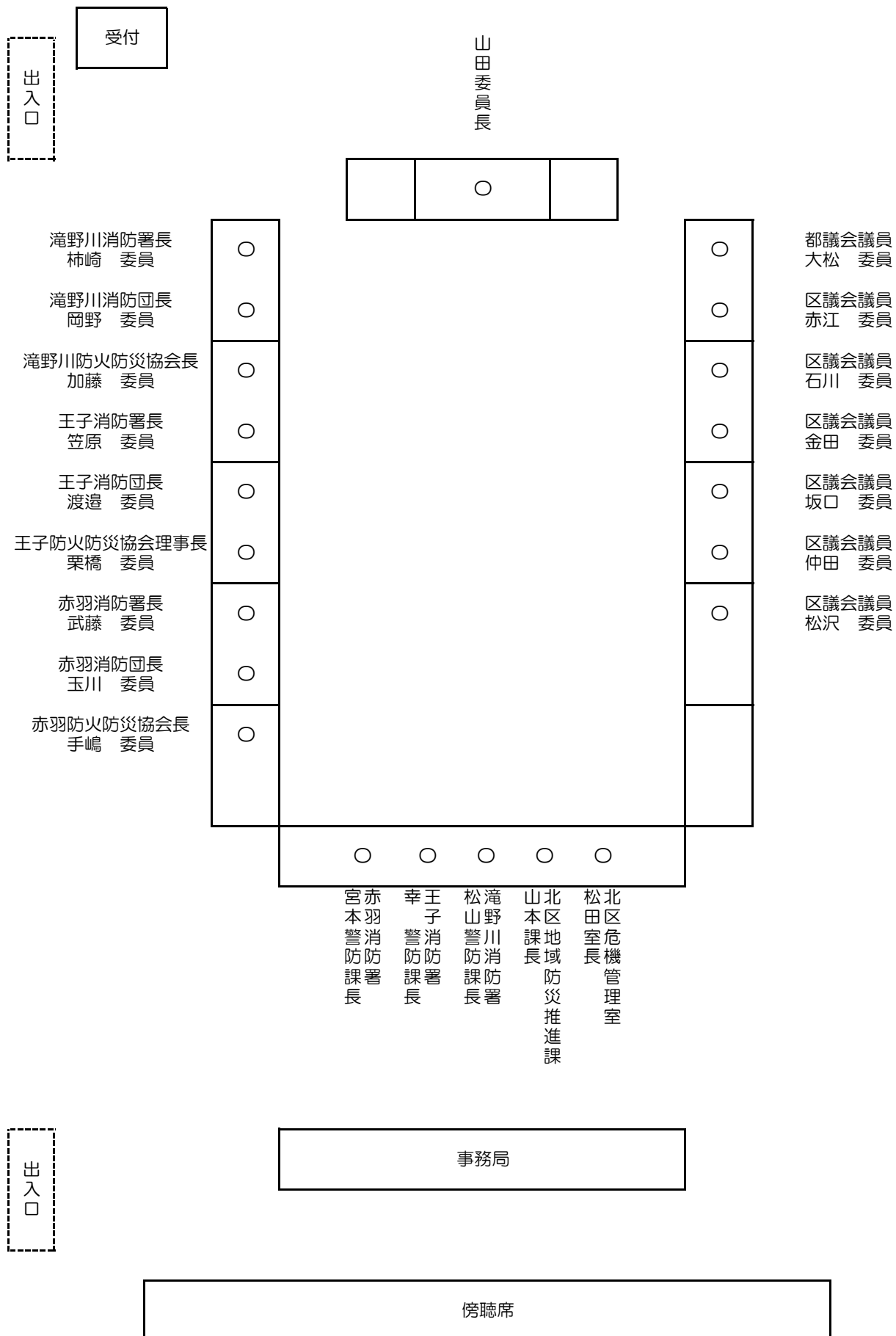
東京都北区消防団運営委員会委員名簿

(令和 8 年 6 月現在)

No.	役職	氏 名 (敬称略)	職 務 名
1	委員長	やまだ かなこ 山田 加奈子	北 区 長
2	委 員	おおまつ 大松 あきら	都議会議員
3	〃	あかえ 赤江 なつ	区議会議員
4	〃	いしかわ 石川 さえだ	区議会議員
5	〃	かねだ 金田 よしあき	区議会議員
6	〃	さかぐち かつや 坂口 勝也	区議会議員
7	〃	なかた 仲田 みずき	区議会議員
8	〃	まつざわ 松沢 よしはる	区議会議員
9	〃	くりはし ひろあき 栗橋 弘明	(一般財団法人) 王子防火防災協会理事長
10	〃	てしま かずお 手嶋 一男	赤羽防火防災協会会長
11	〃	かとう かずのり 加藤 和宣	滝野川防火防災協会会長
12	〃	かさはら こういち 笠原 孝一	王子消防署長
13	〃	むとう ただし 武藤 正	赤羽消防署長
14	〃	かきざき ひろゆき 柿崎 裕之	滝野川消防署長
15	〃	わたなべ ゆういち 渡邊 雄一	王子消防団長
16	〃	たまがわ はるひこ 玉川 晴彦	赤羽消防団長
17	〃	おかの かずや 岡野 一也	滝野川消防団長

※都議会議員・区議会議員は五十音順、その他は建制順。

北区消防団運営委員会 席次表



平成 29 年 2 月 8 日
北区消防団運営委員会決定

北区消防団運営委員会傍聴規程

（目的）

第1条 この規程は、特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第53号）に基づき設置する北区消防団運営委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴の手続）

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、先着順とし、係員の指示に従い入場、着席するものとする。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、会場に応じ事前に委員長が定めた人数とする。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 人に危害を加え又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (3) ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと
- (3) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- (4) 携帯電話、パソコン等情報端末機器の電源を切ること
- (5) 写真撮影、録画及び録音等をしないこと

- (6) 前各号に定めるもののほか、審議の秩序を乱し又は審議の妨害となるような行為をしないこと

(傍聴人の退場)

第6条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、当該傍聴人に退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、委員長が判断するところに従うものとする。

附属機関等の会議の公開基準について

17北総総第1419号
平成18年3月29日区長決裁

(目的)

第1条 この基準は、東京都北区情報公開条例（平成12年12月東京都北区条例第63号。以下「条例」という。）第21条に規定する情報公開の総合的な推進に関する区の責務を果たすため、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする附属機関等)

第2条 この基準は、次に掲げる附属機関等に適用する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき区長その他の執行機関に置かれる附属機関
- (2) 要綱等により区長その他の執行機関に置かれる附属機関に準ずる機関（区の職員のみで構成される機関を除く。）

(会議の公開)

第3条 附属機関等の会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は公開しない。

- (1) 法令、条例、規則、要綱等の規定により、会議を公開しないこととしている場合
- (2) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものを扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(会議の非公開の決定)

第4条 附属機関等の会議の非公開の決定は、前条第1号に該当する場合を除き、原則として附属機関等の長が当該機関に諮って行う。ただし、あらかじめ会議の議題の内容が前条第2号又は第3号の非公開事由に該当することが明らかな場合は、この限りでない。

2 附属機関等が、前項の規定により、会議の非公開を決定するときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の周知)

第5条 附属機関等は、会議を公開する場合は、会議の名称、議題、開催日時、開催場所等について、原則として北区ニュース及びホームページで公表する

よう努めるものとする。

（会議録の作成及び公表）

第6条 附属機関等は、会議終了後速やかに会議録を作成するとともに、附属機関等の庶務を担当する課の窓口において会議の概要を閲覧に供し、特に必要と思われるものについては、当該概要を北区ニュース及びホームページで公表するものとする。

2 前項の規定により、会議録の概要を閲覧に供し、又は公表する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは、閲覧に供せず、かつ、公表しないこと。

（2）公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合は、発言者の氏名を閲覧に供せず、かつ、公表しないこと。

付 則

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

2 この基準は、施行の日以降に開催される附属機関等について適用する。

北区消防団運営委員会 (第2回)

令和8年7月21日

北区消防団運営委員会

東京都知事からの諮問事項

切迫する首都直下地震に備え、
効果的な活動の実現に向けた
災害活動力の継続的な強化方策

①

北区消防団運営委員会

趣旨

令和6年元旦に発生した能登半島地震では輪島市での大規模火災など17件の火災が発生し、消防団は自ら被災しながらも地域住民の命を守るため、避難の呼びかけや消火活動など懸命な活動を展開されました。

首都直下地震では600件を超える火災が発生すると想定されており、地域住民の安全安心を守るには、消防署隊との連携した訓練や活動はもちろん、消防団が主体的に**実戦的な訓練**を推進し、災害時に確実かつ効果的な活動を展開していくことが必要不可欠です。

北区消防団運営委員会

その実現に向けては、地域社会の多様化に対応するために様々な主体との連携や取組に関する検討を進めるとともに、

消防団の災害活動力を継続的に高めることが重要であり、併せて消防団員の負担軽減にも配慮した取組が求められます。

新たな消防団点検とは？

従来の点検から、実際の災害現場を想定した実戦的な訓練の成果を確認するものへ見直したものです。

令和7年度から消防団の災害対応能力の底上げと、「続けやすい消防団」の実現を目指し、東京消防庁が各自治体と協力して試行しています。

③

北区消防団運営委員会



北区消防団運営委員会

新たな消防団点検とは？

主な特徴は以下のとおりです。

- **より実戦的な訓練の重視**
緊急車両の走行訓練、建物火災への対応など、
災害現場で役立つスキルを磨く
- **負担の軽減**
各消防団の実状に応じた時期（行事や気候等を考慮）に
実施する
団全体での実施にこだわらず、分団ごとに実施する

④

北区消防団運営委員会



北区消防団運営委員会

アンケート内容

- ① 所属する消防団（王子・赤羽・滝野川）
- ② 性別（男・女）
- ③ 年代（10代・20代・30代・40代・50代・60代以上）
- ④ 階級（分団長・副分団長・部長・班長・団員）
- ⑤ 新たな消防団点検は、震災等に備えた良い取組だと感じましたか？
- ⑥ 新たな団点検の取組みにより、
災害活動能力が向上したと感じましたか？

北区消防団運営委員会

- ⑦ 新たな団点検の取組み（事前の実戦的訓練を含む。）が、
火災現場の活動に役立つと思いますか？
また、役立っていますか？
- ⑧ 新たな団点検でもっとやりたい訓練はありますか？（自由記載）
- ⑨ 新たな団点検の実施場所（方面訓練場や消防署訓練施設）は
適切でしたか？
- ⑩ 今までの団点検と新たな団点検（活動点検）の
どちらがいいですか？
また、その理由は何ですか？（自由記載）
- ⑪ 新たな団点検を一般の方に見てもらうことで、
消防団への入団促進につながると感じますか？
- ⑫ ほかに消防団運営にあたり、何か意見があったらお願いします。
（自由記載）

⑤

北区消防団運営委員会

委員からの意見

(新たな消防団点検について)

- 団点検とは、団員の規律、装備を厳しくチェックするもの、また訓練披露で住民への啓発も含まれています。
- 実災害に役立つ訓練をやっていこうという考えもいいと思いますが、本来の団点検の要素も残すべきではないか。
- 消防活動訓練披露の前に規律点検を行うのもいいのではないか。
- 何年かに1回は今までの合同点検のような形でやるとか、点検をまったくなくしてしまうのはどうか。
- 団点検という名称を変えた方がいいのではないか

北区消防団運営委員会

(消防団運営全般について)

- 議員の皆さまも消防団活動を積極的に見学するなどして、消防団を広報しさらに盛り上げてもらいたい。
- 消防団は、火災・地震・水災等の災害に、地域住民ならではの地域に寄り添った活動が期待されることから、町会・自治会とこれまで以上に、顔の見える信頼関係を築いていただきたい。

総評

消防団の点検や訓練は、時代に合わせて「現場実戦重視」へ見直す時に来ている。

消防団員の声に耳を傾け、魅力ややりがいを感じられ、参加しやすく続けやすい消防団を実現するため、規律等の訓練は、日常実施している訓練の中で行うなど、訓練内容を工夫するとともに、さらに地域と密接に連携し技術の向上を図っていくことが、災害活動力の継続的な強化策につながるものとする。

(案)

北区消防団運営委員会答申書

「切迫する首都直下地震に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力の継続的な強化方策について」

令和 年 月 日

北区消防団運営委員会

目 次

第1章 諮問事項等	1
第1 諮問事項	1
第2 趣旨	1
第3 審議経過	1
第2章 北区内消防団の現況	2
第3章 諮問事項を踏まえた本運営員会における検討	2
第4章 消防団活動の効果的推進について	2
第5章 おわりに	3
北区内消防団アンケート結果	5

第1章 諮問事項等

本運営委員会に対して、令和7年度（審議期間令和7年7月から令和9年3月まで）に諮問された事項等は次のとおりである。

第1 諮問事項

「切迫する首都直下地震に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力の継続的な強化方策について」

第2 趣旨

令和6年元日に発生した能登半島地震では輪島市での大規模火災など17件の火災が発生し、消防団は自ら被災しながらも地域住民の命を守るため、避難の呼びかけや消火活動など懸命な活動を展開されました。

首都直下地震では600件を超える火災が発生すると想定されており、地域住民の安全安心を守るには、消防署隊との連携した訓練や活動はもちろん、消防団が主体的に実戦的な訓練を推進し、災害時に確実かつ効果的な活動を展開していくことが必要不可欠です。

その実現に向けては、地域社会の多様化に対応するために様々な主体との連携や取組に関する検討を進めるとともに、消防団の災害活動力を継続的に高めることが重要であり、併せて消防団員の負担軽減にも配慮した取組が求められます。

これらを踏まえ、切迫する首都直下地震などの大規模災害に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力を継続的に強化していくための方策について諮問するものです。

第3 審議経過

本運営委員会は、3回の会合を開催し、諮問事項の審議を行った。

（表 参照）

表 北区消防団運営委員会開催経過

開催年月日	審議事項等
令和7年12月19日 第1回会合	1 会議の公開等について 2 前回の答申及び対応方針 3 今回の諮問事項 4 検討の方向性
令和8年 7月21日 第2回会合	1 団員アンケートの集計結果及び分析 2 答申案について
令和 年 月 日 第3回会合	北区消防団運営委員会答申について

第2章 北区内消防団の現況

消防団は、王子、赤羽、滝野川の3団で構成されており、令和8年6月1日現在、北区内消防団の総団員数は517名であり、定員610名に対する充足率は84.8%である。

第3章 諮問事項を踏まえた本運営委員会における検討

過去に実施された特別区消防団員の充足率向上を目的にしたアンケート結果で

「実戦的な訓練の必要性を認識したうえで入団してきていることから、現状の訓練体制ではなく、より実戦的な訓練を望んでいる。」

「首都直下地震などの大規模災害を念頭に、実戦的な訓練をより充実していただくことを希望します。」

といった実戦的な訓練に関する回答が多かった。

首都直下地震では同時多発的に火災が発生すると想定されており、それらの被害を軽減するためには、消防署隊と連携した活動はもちろん、消防団が単独でも主体的に活動していくことが重要である。

このことから、人口減少、高齢化、コミュニティの希薄化といった地域社会を大きく変質させる要素から受ける影響は、地域に根差した存在である消防団にとっては非常に大きい。

消防団が将来にわたり組織を維持し活動を続けるためには、年代、性別、体力、勤務形態など多様な人にとって魅力ややりがいを感じられ、参加しやすく続けやすいものとならなければならない。

知事からの諮問を検討するにあたり、令和7年度から始まった「新たな消防団点検」に焦点を当て、新たな視点や潜在的なアイデアを見つけ、今後の新たな消防団活動の効果的推進に役立てるため、北区内3消防団に所属する団員を対象に令和8年6月中にアンケートを実施した。

これをもとに当審議会において議論を行い、大要として次章に示す結論に達したものである。

第4章 消防団活動の効果的推進について（アンケート結果は、本答申書5ページ以降）

（北区内消防団へのアンケート、回答数257件）

5頁の項番1～4は、所属分団、性別、年代、階級である。

6頁の項番5の新たな消防団点検は、震災等に備えた良い取組だと感じているかとの問いに（非常にそう思う、ある程度そう思う）は91%、同頁の項番6の新たな団点検の取組みにより、災害活動能力が向上したと感じているかとの問いに（非常にそう思う、ある程度そう思う）は81%、7頁の項番7の新たな団点検の取組み（事前の実戦的訓練を含む。）が、火災現場の活動に役立つと思うかとの問いに（非常にそう思う、ある程度そう思う）は86%であった。

上記項番 5～7 をみると、新たな消防団点検の取組みは、大多数の団員から良い感想があったことから、取組みの方向性は今後も続けていくことが消防団活動の効果的推進につながっているものと思慮する。

7 頁の項番 8 は、新たな消防団点検でもっとやりたい訓練はあるかとの問いに対し、10 代から 60 代以上の各世代別に自由記載で回答を求めた結果は、記載のとおりである。

9 頁の項番 9 の新たな団点検の実施場所（方面訓練場や消防署訓練施設）は適切であるかとの問いに（非常にそう思う、ある程度そう思う）は 87% であり、このことから実施場所には問題ない。

同頁の項番 10 は、今までの団点検と新たな団点検（活動訓練）のどちらがよいかの問いに対し、87% が新たな団点検（活動点検）がよいと回答した。また、10 代から 60 代以上の各世代別にその理由を求めた結果は、記載のとおりである。

11 頁の項番 11 の新たな団点検を一般の方に見てもらうことで、消防団への入団促進につながるかとの問いに（非常にそう思う、ある程度そう思う）は、76% であった。

このことから、実戦的な活動訓練も広報効果があり、入団促進につながるものと推測される。

最後に 11 頁の項番 12 は、ほかに消防団運営にあたり、何か意見はあるかとの問いに対し、10 代から 60 代以上の各世代別に自由記載で回答を求めた結果は、記載のとおりであり、今後の消防団運営にとって参考となる貴重な意見が多数あった。

第 5 章 おわりに

本委員会への諮問を受け、人口構成や就業形態の変化、地域社会の状況の大きな変化がある中、首都直下地震等に備え、消防団が将来にわたり組織を維持し活動を続け、かつ活動技術をどのように向上すべきか、北区消防団団員の考え、本運営委員会の意見をまとめた。

委員から、団点検とは団員の規律、装備を厳しくチェックし、訓練披露により住民へ啓発するものである。実災害に役立つ訓練を実施することは必要なことではあるが、本来の団点検の要素も残すべきではないか、訓練の前に規律を確認するとか、何年かに 1 回は今までの合同点検のような形でやるとか、点検をまったくなくしてしまうのはどうかとの意見があった。

また、消防団運営全般的なものとして、議員の皆さまも消防団活動を積極的に見学するなどして、消防団を広報しさらに盛り上げてもらいたい。消防団は、火災・地震・水災等の災害に、地域住民ならではの地域に寄り添った活動が期待されることから、町会・自治会とこれまで以上に、顔の見える信頼関係を築いていただきたい、との意見もあった。

総評として、消防団の点検や訓練は、時代に合わせて「現場実戦重視」へ見直す時に来ている。

消防団員の声に耳を傾け、魅力ややりがいを感じられ、参加しやすく続けやすい消防団を実現するため、規律等の訓練は、日常実施している訓練の中で行うなど訓練内容を工夫するとともに、さらに地域と密接に連携し技術の向上を図っていくことが、災害活動力の継続的な強化策につながるものと考ええる。

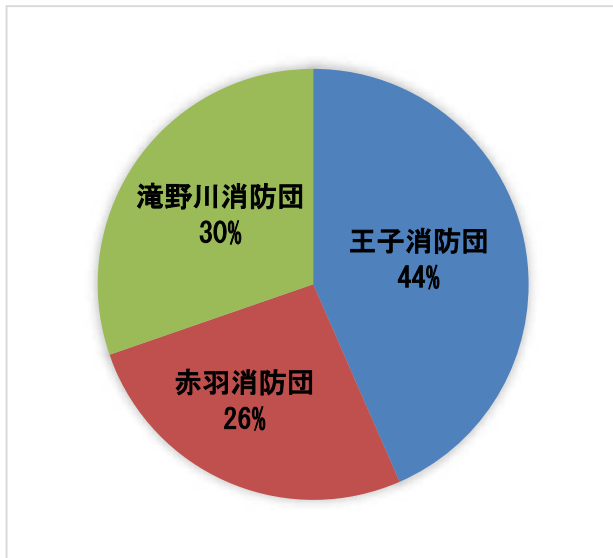
北区内消防団 アンケート結果

調査方法：アンケート用紙配布・記入方式

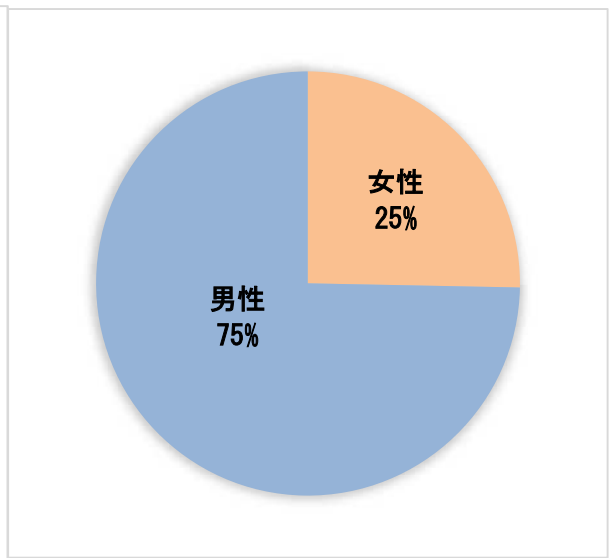
調査期間：令和8年6月1日～令和8年6月30日

有効回答：257件

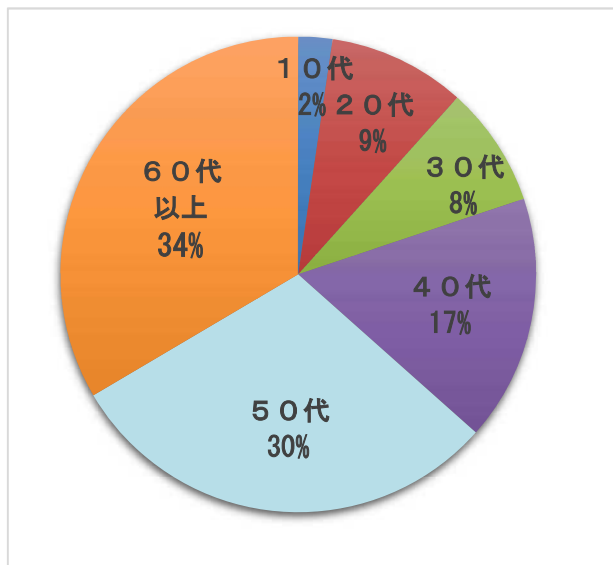
① 所属する消防団



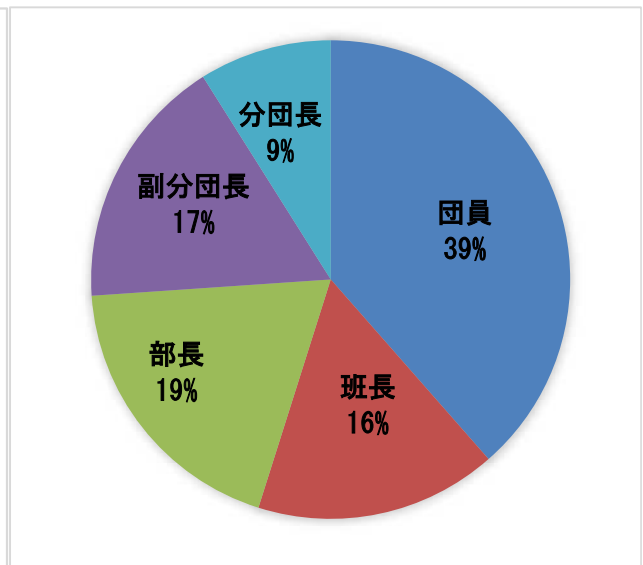
② 性別



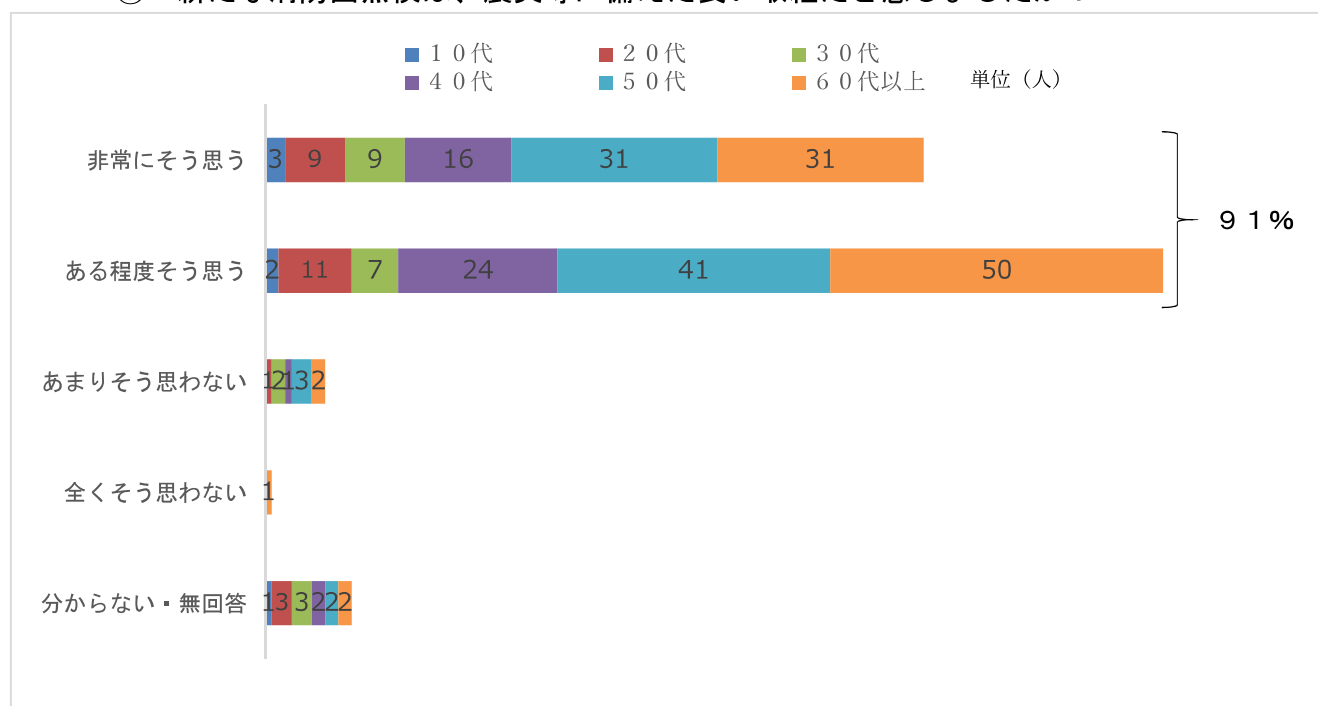
③ 年代構成



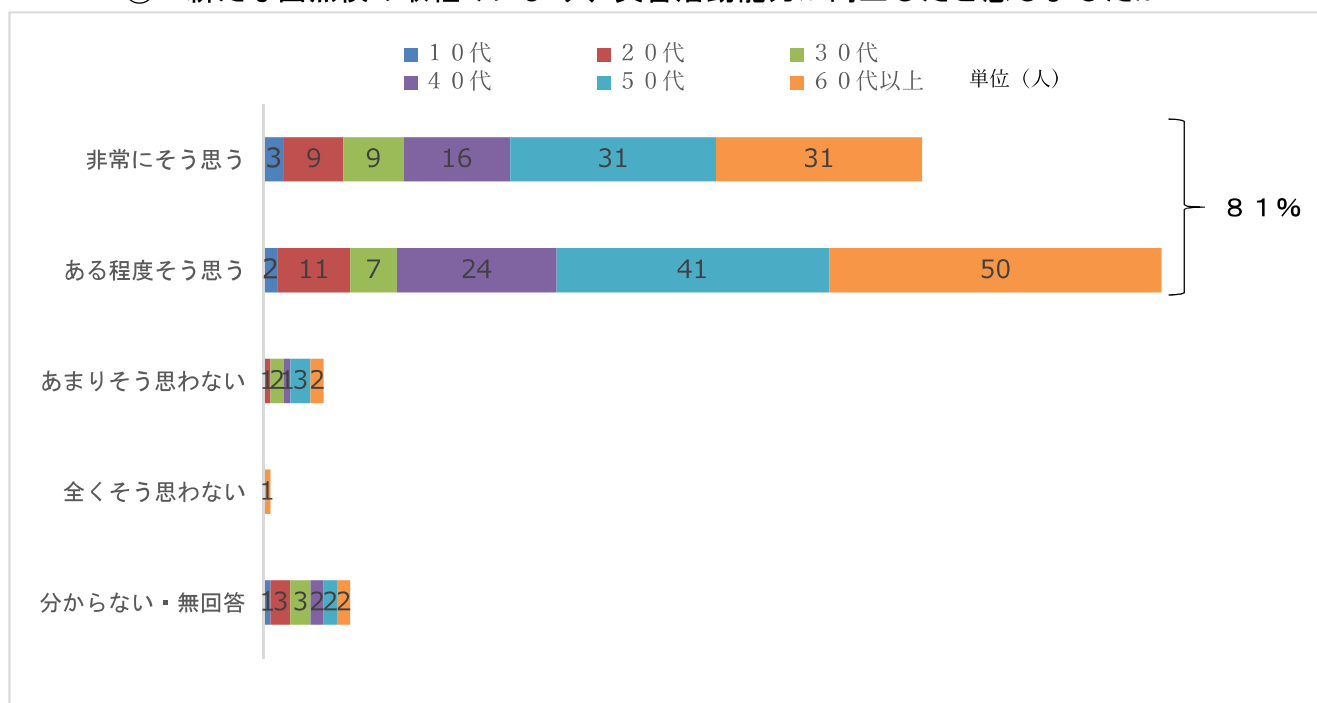
④ 階級構成



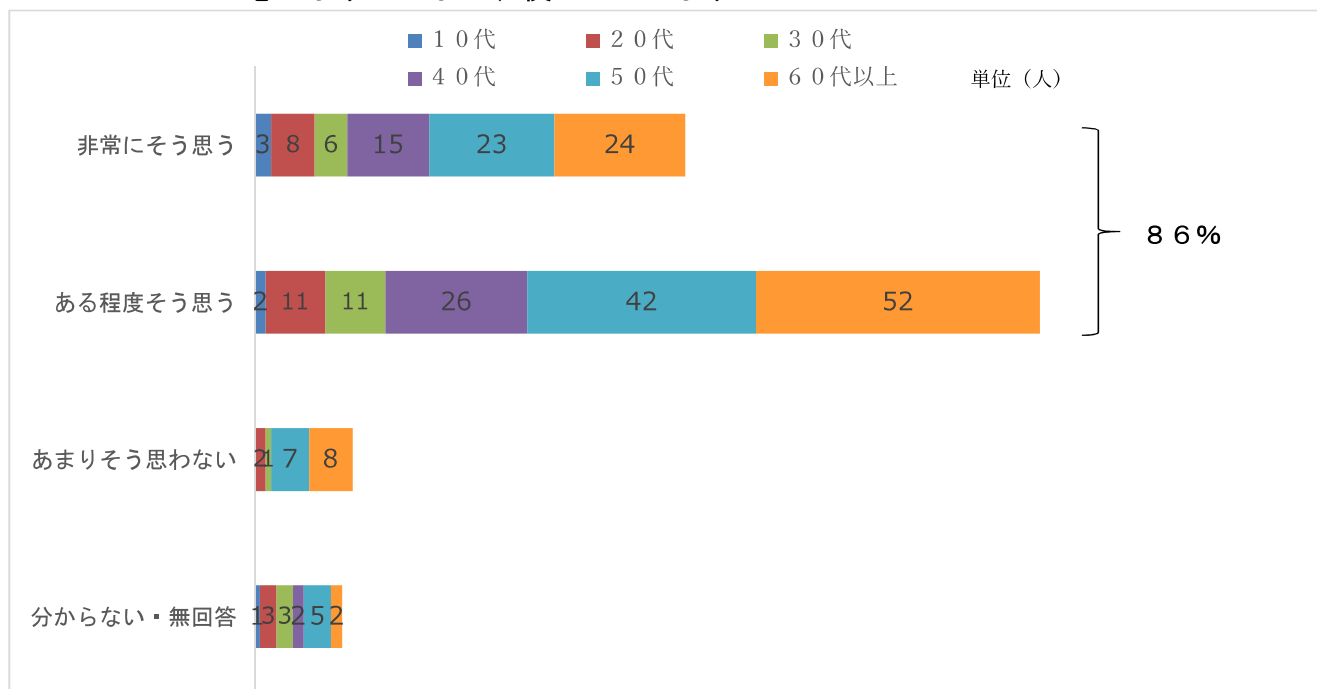
⑤ 新たな消防団点検は、震災等に備えた良い取組だと感じましたか？



⑥ 新たな団点検の取組みにより、災害活動能力が向上したと感じましたか？



⑦ 新たな団点検の取組み（事前の実戦的訓練を含む）が、火災現場の活動に役立つと思いますか？また、役立っていますか？



⑧ 新たな団点検でもっとやりたい訓練はありますか？（自由記載）

10代

- ・ 水害時の対応訓練

20代

回答なし

30代

- ・ 応急救護訓練
- ・ 消火栓の取扱い等、基礎知識、技能の確認を定期的に頻度高く実施したい。
- ・ 夜間、水難、地震想定等のシミュレーション訓練
- ・ 多数の負傷者が発生した集団災害に対する訓練
- ・ 消防職員と連携して消火活動を行う訓練

40代

- ・ 応急救護訓練
- ・ 複数隊運用のブラインド型総合訓練

- ・ 高層階や住宅密集地の火災を想定した訓練
- ・ 今回と同様の訓練を継続
- ・ 水害対応
- ・ 大規模災害（多数傷病者）
- ・ 分団に支給されているが、使用経験の少ない資器材を使用した訓練
- ・ 震災時のポンプ中継訓練
- ・ 規律・基本動作訓練

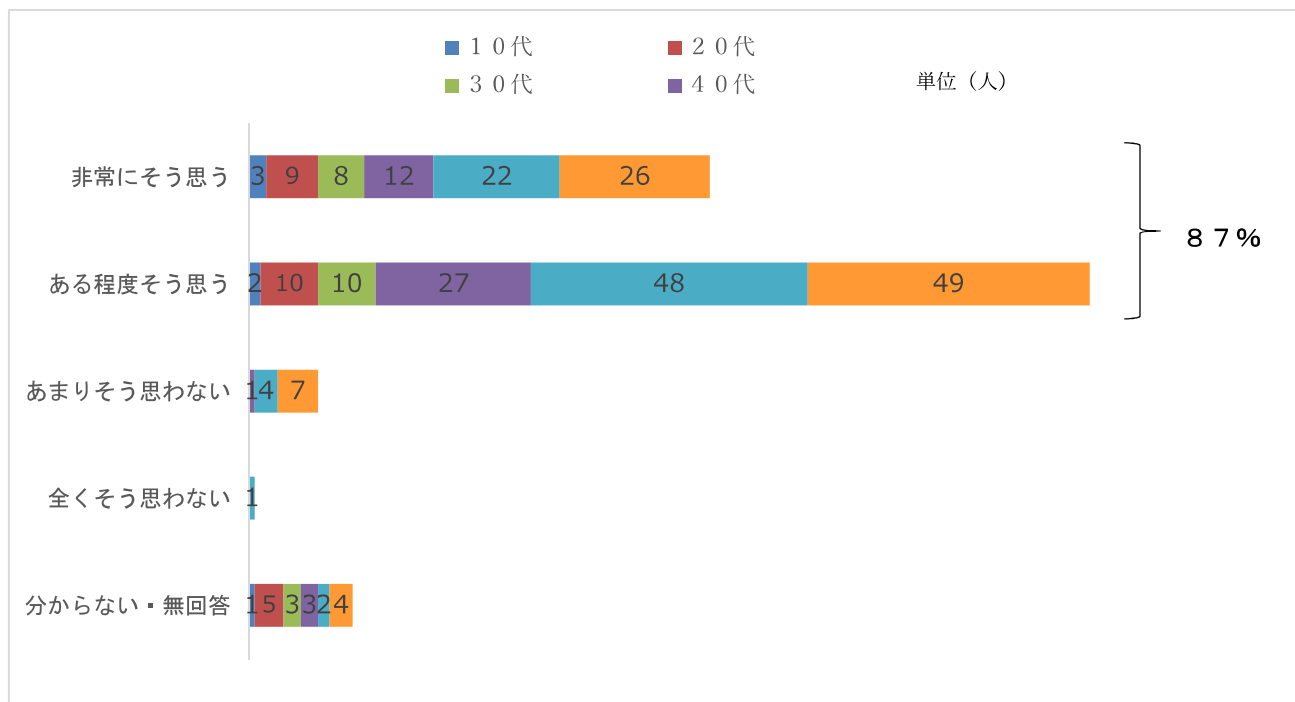
50代

- ・ 応急救護訓練
- ・ 災害活動、火災現場の活動に役立つ訓練を希望
- ・ 完全ブラインド訓練
- ・ 基礎を座学で学ぶ
- ・ 消火よりも救助活動のいろいろなパターン
- ・ 水利が消火栓。水利部署することからの訓練
- ・ 実践的訓練をもっとやってほしい。
- ・ 団全体又は分団ごとの礼式訓練
- ・ 地震や台風など、災害対策の助けになるような訓練
- ・ 倒壊家屋からの救助者の救出や心肺蘇生を取り入れた訓練
- ・ 無線やAED等の配置資器材を活用した訓練

60代以上

- ・ 1回ではなく繰り返しの訓練
- ・ AEDの実践的な訓練
- ・ チェーンソーやストライカー等の震災資器材活用訓練
- ・ ロープワーク訓練
- ・ 操法大会をやめ、より実戦に即した災害活動を年3回以上実施
- ・ 三連はしごを使った訓練
- ・ 市民消火隊と連携した訓練
- ・ 女性だけの消火訓練
- ・ 数台繋げての中継ポンプ訓練
- ・ 昼と夜で抜き打ちの実験を行う必要があると思う
- ・ 定期的に訓練を数回したほうが重要
- ・ 倒壊家屋からの救助訓練と安全管理
- ・ 配備されている資器材すべてを使用（一度にすべてではなくても）
- ・ 無線等を活用した訓練

⑨ 新たな団点検の実施場所（方面訓練場や消防署訓練施設）は適切でしたか？



⑩ 今までの団点検と新たな団点検（活動点検）のどちらがいいですか？

またその理由は何ですか？（自由記載）

10代

・ 新たな団点検

実戦的である。

・ どちらでもよい

士気があがるのであれば形式は構わない。

20代

・ 新たな団点検

消防署で行うことで専門の知識も身に付けられる。

30代

・ 新たな団点検

より実戦的でよい。

経験の浅い団員や老若男女問わず出場のチャンスがある。

規律にエネルギーを割くより実戦的。

各団の実態の能力点検になっており、学びになる。

40代

・ 新たな団点検

点検に向けてではなく、実災害に向けた訓練ができた。

活動の幅が広がり、災害への意識が向上する。

今回を機に役割を固定した訓練をやめることができた。

分団内で力を合わせるにより技能が上がった。

昔の団点検は1日かけてやる事とは思えない。

実戦力の強化につながる。ただし、団員としての規律等を覚える必要もあり、その部分を団や分団で教えていくことも必要。

・ どちらでもよい

それぞれ学べるからどちらでもよい。

50代

・ 新たな団点検

実際の現場を想定されていて活動に生かせる。

消防団としての技術、経験を身に着けることができる。

規律も大切だが、実践的な動きが確認できる。

住民へのアピールがしやすい。

いままであまり使うことがなかった機材が使えた。

以前の点検は拘束時間が長すぎた。

(新たな団点検が良いが、) 区内3団の交流があったほうがよい。

・ どちらでもよい

それぞれ良いところがある。1年おきにやればよい。

・ 今までの団点検がよい。

団員全員の参加となるから。

60代以上

・ 新たな団点検

より実践的で多くの団員のスキルアップになり有効。

各団員に考えながら行動させる。大変皆勉強になった。

団みんなで協力できる。個々にできることを考え、広く体験ができる。

時間の短縮が可能。負担の軽減になる。3団合同は数年に1回でよい。

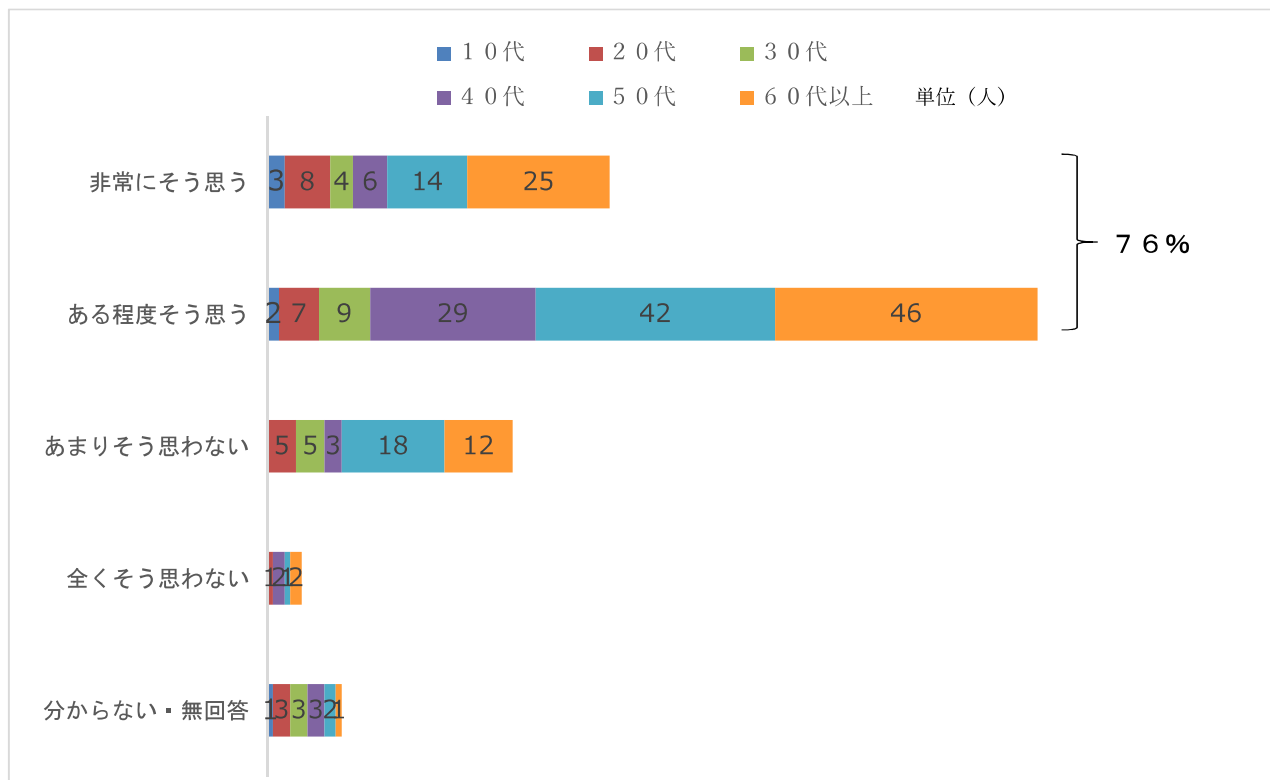
今までと違い無駄なセレモニーがなく、訓練中心だから。

今までは形式的なことが多く、行進や整列が無駄。出動人員の確保が難しい。

・ どちらでもよい

それぞれ長短があるから決められない。

⑪ 新たな団点検を一般の方に見てもらうことで、消防団への入団促進につながるとおもいますか？



⑫ 消防団運営にあたり、何か意見があったらお願いします。（自由記載）

10代

回答なし

20代

- ・ 実災害に役立つ訓練を受けてみたい。
- ・ 若者を増やすには、イベントや地域活動を通じて遊びを学びに変える必要がある。

30代

- ・ SNSや企業との連携を図ってみるのはいかがでしょうか
- ・ 一般公開が入団促進になるかは微妙だが、地域の理解にはつながるので良い。
- ・ 合同団始式があれば、来賓の負担が減少するのではないか。
- ・ 分団の垣根を超え、若い団員同士が交流や意見交換を行える機会があったらよい。

40代

- ・ 火災などがあつた時に出動した消防団がどういうことをしていたかを地域の方々に紹介できる場所があるといい。
- ・ 参加者体験型の行事が増えるとよい。
- ・ 住んでいる人達だけを入団のターゲットとするのではなく、管内の会社に勤務している人に消防団をアピールして入団してもらえるような機会があれば良いなと思った。
- ・ 操法大会ではなく、火災現場等での消防団の役割を明確にした訓練をすべき。
- ・ 操法大会は団員の負担が大きいので見直しを。
- ・ 操法大会よりも日ごろの訓練日数が増えたほうが活動する意味が大きい。

50代

- ・ とにかく消防団を知ってもらうことが大事。消防団自体を知らない、どんな存在か知られていないことが一番問題だと思う。
- ・ 家族で参加してもらって、親は訓練に参加して子供の遊び場を設けて遊んでもらう様にすれば参加人数が増えるのではないかな。
- ・ 家族をもっている方が多いので、短時間で行って行くのが良いのではないかな。
- ・ 定年制にしてほしい。
- ・ 分団本部新築、設置場所の変更
- ・ 操法大会ではなく、消防団として実戦に即した訓練が必要と思われる。
- ・ 団点検、操法大会両方行ったほうがよい。都大会があるため。

60代以上

- ・ 年齢的に限界を感じる。
- ・ 活動をもっと地域の方に知ってもらう行動を考え実施し、消防団が皆様に近い存在であることを感じてもらう。
- ・ 若い方が協力的なのでもっと入団していただけるよう宣伝に力をいれてほしい。
- ・ 操法大会はやめて、新たな団点検を年に複数回行ったほうがよい。大会は選手が優先されるため一部の人の訓練になっている。短い期間に訓練するため負担大。
- ・ 操法大会は数年に1度にしてほしい。団員の負担が大きい。
- ・ 団操法とは違い、団員が実際に救助活動及び消火方法を町の人たちに実際に見せて、消防団員が有事に役にたつことをアピールできたのではないかなと思う。